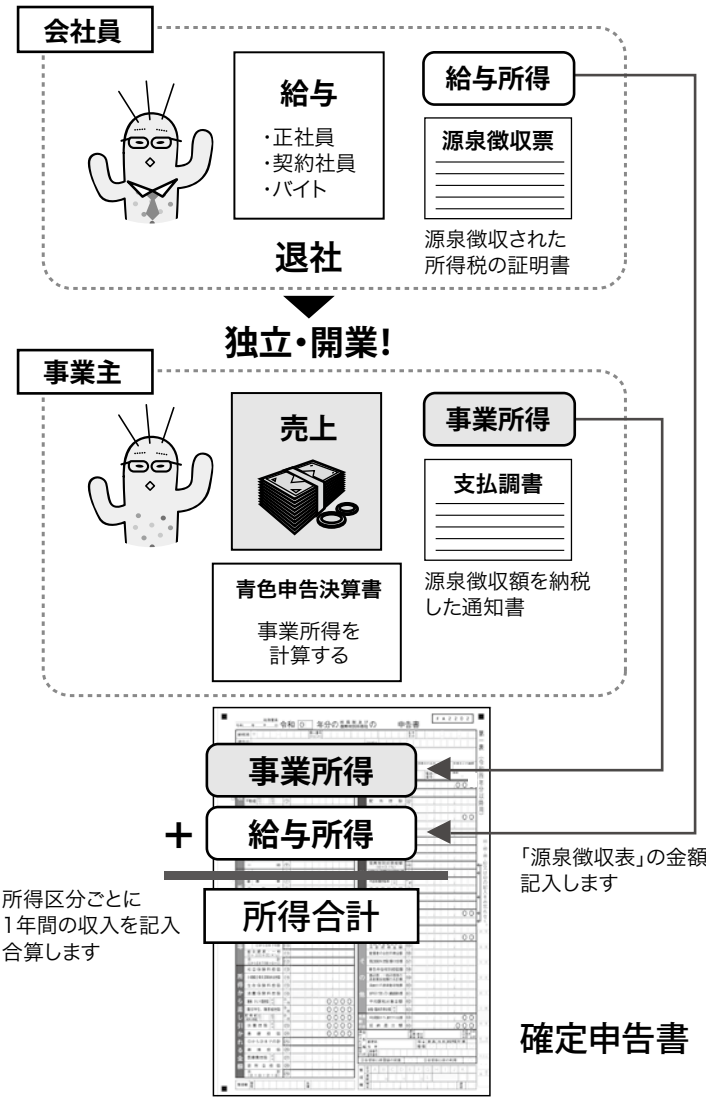


給与所得と事業所得を合算して申告

会社やバイトを辞めて、独立開業した年は、給与収入と事業収入があります。所得の種類が違うため、それぞれ分けて計算します。

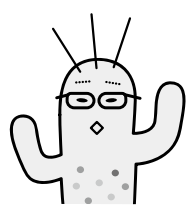


# 1.5.1 フリーランスで独立開業 バイトからフリーランスへ

- ココがポイント▶
- 給与所得と事業所得を区別する
  - 源泉徴収票を忘れずに！

## お給料と事業収入とは、税金の計算が違うため分けて考える

### ■イラストレーター O さんの場合



某広告制作会社にてイラストレーターとして勤務。正社員ではなく、バイト契約。そろそろ自分の世界で仕事がしたくなってフリーへ。会社を辞めても、仕事は継続的にもらっている。

「1.2 所得の種類で違いが？」でご説明しましたが、所得には10の区分があって、それぞれ税金の計算方法が違います。バイトのお給料は、**給与所得**です。青色申告をする**事業所得**は、独立後の収入(売上)が対象となります。それぞれ分けて所得金額を計算し、確定申告書上で2つを合計、その合計額に対して所得税が課税されます。

## バイト先からもらう源泉徴収票を、お忘れなく！

独立後、仕事の代金として受け取るお金は、**報酬**という名目になります(給与ではなく、報酬で受け取るということが、独立した証でもあります)。

事業所得の他に給与所得がある場合、確定申告に「**源泉徴収票**」が必要になります。これは、給与が支払われる時に天引きされた、所得税の金額を証明するものです。バイトをしていた会社から、忘れずにもらっておきましょう。

※事業所得から源泉徴収された税額は、取引先から「**支払調書**」として通知されます。発行義務がないため、発行されない場合もあり、自分で金額の管理が必要になります。

## 1.5.2 フリーランスで独立開業 会社を辞めてフリーランスへ

- ココがポイント▶
- 独立準備期間の費用も経費になる
  - 雇用保険の失業給付金は非課税

### “独立しよう！”と決意した日から、 使った費用は開業費として経費にできる

#### ■ Web デザイナー Y さんの場合



某 Web 制作会社で Web デザイナーとして 3 年間、社員として勤務。ステップアップできる会社への転職を決意。雇用保険をもらいながら、就職活動をしたけれど……。いい会社が見つからず、自分のスタイルで仕事をやろうと決意。SOHO ワーカーへ。

会社に勤めていた間の収入は給与所得、独立後の収入は事業所得で計算という部分は、前ページと同じです。退職した会社から源泉徴収票を、忘れずにもらっておきましょう。

また、独立準備中に使った費用は、**開業費** (P.72) として経費にすることができます。先輩の所へ行って、食事をしながら色々相談をした。この時の交通費や食事代も経費にできます。仕事用にパソコンを購入した。これも勿論経費に。交通費はメモして、領収書はキチンととっておきましょう。

### 雇用保険の失業給付には、税金はかからない

Y さんのケースでは、退職後に再就職を考えていたので、就職活動中に雇用保険を受け取っていました。**失業給付金**は、税金の課税対象ではないので、収入として確定申告書に記入する必要はありません。

#### ■年金

退職すると、厚生年金から**国民年金**へ変わります。勤務先では、国民年金への切り替え手続まではやってくれません。そのため、国民年金への加入手続は自分で行います。住んでいる市区町村で、退職日の翌日から 2 週間以内に行います。

※扶養する配偶者がいる場合は、配偶者の変更手続も必要です。

#### ■健康保険

退職による健康保険の切り替えには、次の 3 つの方法があります。

##### ①勤務先の健康保険に 2 年間継続加入する

保険料は、会社が負担してくれていた分も自己負担になるため、2 倍（※上限あり）になります。退職日の翌日から 20 日以内に手続が必要です。（期間が終了した場合は、国民健康保険に加入することになります。）

##### ②国民健康保険へ加入する

手続は、国民年金と同様に、住んでいる市区町村で行います。保険料は、前年の所得金額に対して計算されます。泣きたくなくなるほど高い保険料になることもあります。2 年間の猶予とは言え、任意継続とどっちがお得か？ 試算しないと一概に言えません。各自治体で、保険料の計算方法が違うため、どこに住んでいるかで、保険料が違ってきます。

##### ③家族の健康保険の扶養者になる

開業準備期間や創業当初、収入が少ない場合は、緊急避難として考えられます。

#### ■住民税

給与から天引きされている税金には、所得税だけでなく住民税もあります。所得税は確定申告で調整しますが、住民税は、前年の所得に対して、1 年遅れで支払っているため、6 月以降に会社を退職した場合は、それ以降の支払いを退職時に一括で支払うか、月々分納していくか選択することになります。

## 1.5.3 フリーランスで独立開業 会社を辞めずに副業スタート

- ココがポイント▶ ●事業所得と雑所得の区分  
●事業所得／赤字を損益通算

### 副業を許可する企業が増えている

#### ■ IT エンジニア S さんの場合



システム開発会社に正社員として勤務しているエンジニアの S さん。会社の業績が悪化して仕事量も減少。残業が減り、給与とボーナスもカットされて収入は大幅ダウン。そこで、得意の英語と専門知識を生かして、技術分野の翻訳業を副業でスタート。

企業の経営環境が厳しくなる中、給与が保証できなくなったことで、副業を許可する企業が増えています。「サラリーマン＝副業禁止」という時代ではなくなってきました。S さんのように、収入を会社にだけ頼るのではなく、自分で稼ぐ手段を持つとするとする人が、今後も増えていきそうです。

### サラリーマンの副業 事業所得と雑所得、どっちに区分？

サラリーマンとして給与所得を得ながら、副業で一定以上の収入がある場合、青色申告をして節税したいものです。問題は、「事業所得」として認められるかどうかになります。そうでないと「雑所得」の扱いになり、青色申告の対象になりません。

これまで、「事業所得」と「雑所得」の区分について、税法で明確に定義されていませんでしたが、令和4年8月1日に、所得税基本通達（税法の運用ルール）の改正案が公表され、（改正案通りに）施行されると、令和4年分から、本業ではない、

副業の収入が、年間 300 万円以下の場合は「雑所得」になります。

では、300 万円を超えれば「事業所得」になるかというと、そうではありません。その収入を得るための営業活動が、社会通念上「事業」と呼べるものかどうかで判断されます。

#### ■事業所得とは

- ・営利を目的に、継続的に行われていること
- ・自己の責任において独立して営まれていること
- ・一般常識的に「事業」と認められる経済的活動であること

「安定した収入を得ながら、わずかな労力と時間で行ったものは、事業に該当しない」という判例もあることから、給与収入がある場合、「事業」として認めてもらうのは難しくなりそうです。最終的には、納税する税務署の判断によるようになります。

### 副業が事業所得の場合、 赤字で税金が戻ってくる!?

事業として認められた場合は、副業で赤字が出ると、その赤字分を「給与所得」から差し引くことができます。これを**損益通算**といいます（P.80）。

確定申告で、「給与所得」に加えて「事業所得」の赤字を申告すると、「給与所得」に課税された所得税の一部が戻ってきます。合わせて、住民税も減額分安くなります。

### 副業の収入額を 会社に知られたくない場合には

会社が副業を許可しているとはいえ、収入金額を知られたくない、ということもあります。

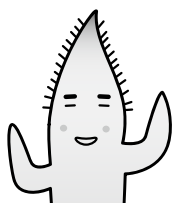
その場合は、確定申告書の第二表の「住民税・事業税に関する事項」の欄で、副業の収入に対する住民税の支払方法を、「給与から差引き（特別徴収）」ではなく、「自分で納付（普通徴収）」する方を選択しておきます（P.207 参照）。

## 1.5.4 フリーランスで独立開業 定年退職してフリーランスへ

- ココがポイント▶ ●課税所得の対象となるものを確認する  
●年金は雑所得、事業所得には含めない

### 定年退職は仕事人生の第2ステージ！

#### ■ ISO コンサルタント K さんの場合



某製造メーカーを定年退職された K さん。在職中に、品質と環境の ISO 取得プロジェクトを長年にわたって担当。その経験から、ISO 取得支援を専門とするコンサルタント業を開業。

定年退職を機に独立される方が増えています。K さんのように、在職中に培った経験とノウハウを他の企業へ提供して、後輩を育てていくことは、とても社会的貢献度の高いお仕事だと思います。

年の途中で定年退職されて開業した場合は、翌年 3 月の確定申告で、給与所得、事業所得、年金（受給している場合）などを合算（P.37）して申告します。給与所得については、年末調整が行われていませんので、税金の還付があります。また、開業間もないため事業所得で赤字が出た場合は、他の所得と相殺（**損益通算**）（P.80）できますので、さらに税金の還付が期待できます。

### 退職金にかかる税金は？

退職金は**退職所得**として課税されますが、老後の生活資金となるため、他の所得よりも税率が低くなっています。

#### ■退職所得の計算式

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 (\text{※}) = \text{退職所得}$$

※勤続年数 5 年以下の役員退職手当には、2 分の 1 優遇措置は適用されません。  
※令和 3 年度の税制改正により、2 分の 1 優遇措置は、控除後の金額が 300 万円以下の場合に限られます。令和 4 年分以降の所得税について適用されます。

勤務先へ「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合は、退職金を支払う時に、支払額に応じた所得税などを差し引く（源泉徴収）ため、原則として確定申告は必要ありません。会社へ申告書を提出していない場合は、一律 20.42%（復興特別所得税を含む）源泉徴収されています。その場合は、確定申告をして精算します。

### 年金にも税金がかかる！

公的年金は、**雑所得**として所得税と住民税がかかります（※非課税扱いの年金を除く）。支払いを受ける時に、原則として所得税が天引きされていますので、確定申告で精算することになります。

#### ■雑所得（公的年金）の計算式

$$\text{年金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{雑所得}$$

※控除額は、受け取る人の年齢（65 歳未満 / 65 歳以上）や年金額、年金以外の所得金額によって異なります。

### 定年退職後の年金と保険

#### ■年金

60 歳未満の場合は、国民年金への加入手続きを行います。ご本人が 60 歳でも、配偶者の方が 60 歳未満の場合は手続きが必要です。厚生年金に加入して、受給資格を満たしている場合は、老齢厚生年金（または特別支給の老齢厚生年金）を受給することができます。年金は請求しなければ支給されませんので、受給する場合は、社会保険事務所へ**年金請求書**を提出します。  
※受給資格期間を満たしていない場合、60 歳以降に任意加入できます。

#### ■健康保険

定年退職後に加入する健康保険には、次の 3 つの選択肢があります。

- ・在籍中に加入していた健康保険に継続加入する。
- ・国民健康保険に加入する。
- ・家族の健康保険の被扶養者になる。

また、厚生年金や共済年金の支給を受け始めると、国民健康保険の退職者医療制度の被保険者になるか、在職していた会社の健康保険に「特例退職被保険者制度」がある場合は、そのどちらか有利になる方を選択することができます。